



12-13世紀イングランドの歴史叙述におけるユダヤ人

菊池, 智子

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2009-03-25

(Date of Publication)

2017-04-06

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲4811

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1004811>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



氏 名 菊池 智子
博士の専攻分野の名称 博士（学術）
学 位 記 番 号 博い第 4811 号
学位授与の要件 学位規則第 5 条第 1 項該当
学位授与の日付 平成 21 年 3 月 25 日

【 学位論文題目 】

12-13 世紀イングランドの歴史叙述におけるユダヤ人

審 査 委 員

主 査 教 授 毛利 晶
教 授 大津留 厚
准教授 高田 京比子
准教授 小山 啓子

本論文は、12-13世紀のイングランドの歴史叙述におけるユダヤ人に関して、「記憶と忘却」という視角から考察したものである。従来のユダヤ史において中世イングランドは入植から追放までの1066-1290年という時間的な枠組みと、12-13世紀間の史料蓄積量の偏在といった限界を抱えていたが、近年注目されている記憶・忘却と歴史の関係という新たな視点をこの研究領域に導入することで、このような問題が克服できるとものと思われる。また、ユダヤ史においては現在の傷の記憶を過去に繰り返し送り込むという過剰な記憶行為がみられ、他方イングランド史においてはユダヤ史の研究成果を見過ごすという忘却行為がみられることを問題とし、本論では、歴史叙述においてユダヤ人をめぐる物語に与えられた役割を明確にすることを通じて、このイングランド史とユダヤ史の間にみられる断絶に多少なりとも架橋することを目指した。本論は3章で構成され、各章の議論の要点は以下の通りである。

第1章では、12世紀から13世紀初期にかけてイングランドで為された歴史叙述において、1144年にノリッジで起こったとされるユダヤ人による少年殺害事件の告発と、1189-1190年にイングランドで勃発した一連のユダヤ人虐殺事件という、ユダヤ人をめぐる二つの出来事を指標として、「ユダヤ人虐殺とユダヤ人に対する少年殺害告発には関連性がある」という命題を検証した。まず第一節では、中世ヨーロッパで最初の儀式殺人の記録とされるモンマスのトマスが著わしたノリッジの少年ウィリアムの聖人伝の後世への影響を、先行研究群を参考に判断した。その結果、従来一般的に受け入れられてきた、モンマスのトマスの聖人伝によって少年の遺体とユダヤ人の磔による殺人という物語あるいは「神話」が創られ、以後の同類の事例はその影響下にあるとされてきた見解は、退けられた。また、このノリッジでのユダヤ人による少年殺害告発が、1144年の発生当時以降から13世紀に入るまで、ノリッジ近郊以外のイングランドの歴史叙述で言及されることはなかったことから、この告発が12世紀イングランドの歴史叙述においては地域的な情報に留まっていたことも確認できた。第二節では、12世紀末に勃発したユダヤ人を標的とした暴動についての歴史叙述を、ユダヤ人に対する儀式殺人の告発との関連において考察した。その結果、12世紀後半のユダヤ人虐殺直後に書かれた歴史書において、ユ

ダヤ人をめぐる告発や信仰は、ユダヤ人虐殺と関連して述べられる時には民衆の行動という面で捉えられ、聖人の文脈で書かれる時にはユダヤ人には従来通り聖書の人物としての役割が与えられているという、二つの現象が認められた。すなわち、ユダヤ人虐殺事件の目撃証人世代による歴史叙述には、ユダヤ人虐殺とユダヤ人への殺害告発の関連が確かに認められたが、しかしながらそれは、従来の研究者が民衆の心性において想定した関連性とは異なっており、当該時期の歴史叙述においてユダヤ人虐殺とユダヤ人に対する少年殺害告発が因果関係で結ばれることはなかったことも明らかになった。

第2章では、「13世紀イングランド社会は（以前よりも）ユダヤ人に非寛容な社会へと変貌した」という命題を、13世紀初頭から14世紀初期にかけてイングランドの修道院で作成された歴史書の叙述内容を、前章で取り上げた12世紀の歴史叙述と比較することで検討した。まず第1節では、13世紀前半に書かれた二冊の歴史書を取りあげ、前章で指標とした二つのユダヤ人をめぐる出来事について、12世紀からの連続性を確認した。その結果、前世紀と同様にその叙述においては、一連のユダヤ人虐殺の描写のなかでもヨークの出来事が特筆されてはいるが、そのエピソードの持つ意味が変化していることが分かった。他方、ユダヤ人の少年殺害については両歴史書とも何らかのかたちで記録しており、この時期ユダヤ人をめぐる歴史叙述にある種の方向転換がもたらされたことが示唆された。次に第2節で、ユダヤ人のキリスト教徒からの分離と改宗による同化の政策が推し進められる風潮を背景に、13世紀のイングランドの歴史書の多くが、イングランドで最初に報告された1144年のノリッジでの少年殺害告発を加筆するかたちで記録しつつ、その一方で12世紀末のユダヤ人虐殺事件については、とくにヨークでのユダヤ人集団自殺という出来事を排除した省略したかたちで受け継いだことを確認した。さらに、このようにユダヤ人をめぐる記録内容が変質した要因を、1255年のリンカンでのユダヤ人に対する少年殺害告発と、1260年代のシモン・ド・モンフォールの乱における全国的なユダヤ人虐殺についての歴史書の記録を参照して考察した。その結果、13世紀イングランドの歴史書においては、1144年のノリッジでのユダヤ人告発の記録が、過去に既にユダヤ人が有責であったという、「ユダヤ人による少年殺害」の記憶となり得たこと、またユダヤ人虐殺の原因が、ユダヤ人の未だキリスト教徒に同化されていない

異物性に求められるようになってきていることが明らかになった。すなわち、当該時期の歴史叙述が、ユダヤ人をめぐる社会的背景の変化に応じて、過去の記憶を時代に要請される記憶へと変化させて行った過程が明らかになった。

以上の結果を受けて第3章では、1290年のユダヤ人追放に関する歴史叙述を取り上げ、目撃証人世代の歴史家たちと我々の間にある認識の隔たりについて考察した。その結果、当該時期の歴史家たちはこの追放について、近代以降の歴史家ほど関心は無いことが確認され、さらにユダヤ人追放という出来事は、当該時期の歴史叙述においては、幻想の位置にあるユダヤ人が機能することを止め得なかった可能性を指摘した。この問題は次の課題へと繋がるものとなる。

以上、本論文では、「12-13世紀のイングランドがユダヤ人に対して寛容から非寛容な社会へ転換した」という問題を軸にして、当該時期のイングランドの歴史叙述において、いつどのように記憶が強制され、忘却が強制されるのかを示して来た。しかしこの問題は中世にとどまらず、現在へも続く問題となる。一方ではユダヤ史におけるいわば被害者の過剰な記憶の弊害が指摘されており、また一方では、ユダヤ人の存在がイングランド中世史で扱われない現象が、勝者の残した記録文書が記憶を抑圧した結果、すなわち敗者や弱者の記憶の忘却の結果である可能性は排除できない。このような、正当化された暴力行為の祝賀の裏にある、敗者の忘却という現象が孕む危険性は、どのように回避されるべきだろうか。それに対する提案として本論文では、ユダヤ史に対しては傷を反復しないこと、イングランド史に対しては想起することを求めている。それは、フロイトの言う「喪の作業」を集会的記憶にも適用することを意図している。「上手く忘れる」ためには「正しく思い出す」ことが必須である、というのが、本論考での筆者の主張の根幹なのである。

論文審査の結果の要旨

氏 名	菊池 智子
論文 題目	12-13 世紀イングランドの歴史叙述におけるユダヤ人
要 旨	
<p>本論文は、中世イングランドの歴史叙述においてユダヤ人に与えられた役割の変化を、現在の歴史研究で関心が高まっている「歴史における記憶と忘却」の視角から論じたものである。イングランドへのユダヤ人の入植は 1066 年のウィリアム 1 世による征服の時に始まった。しかし 13 世紀後半に即位したエドワード 1 世は一連の政策で彼らを弾圧し、遂にはイングランドから追放する (1290 年)。以降 17 世紀にクロムウェルによって再び受け入れが始まるまで、ブリテン島にユダヤ人共同体が形成されることはなかった。このように中世イングランドにユダヤ人が住んでいたのはわずか 200 年余りに過ぎず、しかも当時のユダヤ人に関する主要史料とされるユダヤ人財務府の記録は、13 世紀の後半に集中している。こうした状況のもと従来のユダヤ人の研究は、13 世紀後半を中心とした彼らの経済活動と王権との関係、およびエドワードによるユダヤ人追放の原因の解明を中心に営まれてきた。これに対し本論文は、中世を通じてイングランドで書き継がれた歴史書を新たな視点から読み返すことにより、これまでのユダヤ人研究の限界を超えることを目指す。以下、順を追って論文の概要を紹介する。</p> <p>序論は、中世イングランドにおけるユダヤ人研究の歴史を、研究者の問題意識を中心に整理し、「記憶と忘却」という視点を研究に持ち込む意義を論じる。菊池は二つの要因がこれまで中世イングランドのユダヤ人研究を制約してきたと考えている。一つは既に述べたように研究者が好んで利用する史料が時代的に、また内容の上でも偏っていること。もう一つは、ユダヤ史研究とイングランド史研究の間の著しい乖離である。ユダヤ史研究は、近現代のユダヤ人を巡る悲劇的な出来事を過去の出来事に投影する傾向があり、悲劇のルーツを探るという問題意識が強い。こうして生まれたのが、「平和な 12 世紀」と「悲劇的な抑圧の時代である 13 世紀」という中世イングランドのユダヤ史上の構図である。これを菊池は「過剰な記憶行為」と呼ぶ。他方イングランド史研究には中世のユダヤ人に対する関心が非常に薄く、そこには菊池の表現を用いれば「戦略的な忘却行為」とも言える現象が存在する。こうした従来の研究の限界を乗り越えるため菊池が本論文で研究対象に選んだのは、中世期を通して書き継がれた歴史書の中に記憶として残る「ユダヤ人」である。具体的には、12 世紀以降の歴史書にしばしば現れる「ユダヤ人による儀式的少年殺害」と「ユダヤ人虐殺」の二つを指標として、反ユダヤ感情増加の証明とされてきた歴史叙述上の表現を読み直し、「ユダヤ人に対して寛容な 12 世紀と不寛容な 13 世紀」という認識を検証する。</p> <p>第 1 章は、ユダヤ人虐殺とユダヤ人による儀式的少年殺害の告発の間に関連を想定し、共に反ユダヤ感情が根底にあると説明する先行研究の認識を、1144 年にノリッジで起こったとされる少年殺人 (少年は死後、聖ウィリアムとして祀られる) と、1189 年のリチャード 1 世の戴冠式の場で起こり、翌 1190 年にイングランド各地に広がった虐殺を手掛かりとして検証する。ノリッジの事件については、モンマスのトマスが著した『聖ウィリアムの聖人伝』の第 1 巻と、Anglo-Saxon Chronicle のうち、ピーターバラで 1154 年まで書き続けられたテキスト (E) が同時代の記録として現存するが、菊池はこれら二つの史料を先行研究の議論を踏まえつつ比較し、「聖人伝」がこの種の告発の発生と伝播に果たした役割は限定的で、テキスト (E) はピーターバラにおいても共有されていた聖人崇拜を記録したとの結論を得る。更に菊池は、聖ウィリアムの話が 13 世紀に入るまでノリッジ近郊の年代記のみに記されている事実を確認し、この事件は地域的な情報に止まったと推測している。次いで少年殺害告発とユダヤ人虐殺の関係を明らかにするため、ノリッジの事件以降に起こった二つの類似の事件 (ベリ・セント・エドモンズの聖ロバートとウィンチェスタの少年殺害)</p>	
主 査 記 載 氏 名 ・ 印	毛利 晶

と目撃世代によるユダヤ人虐殺の描写を、主に叙述操作の観点から比較する。その結果、少年殺害でのユダヤ人告発がユダヤ人虐殺との関連で語られる時には両者が共に民衆の行動として捉えられているのに対し、聖人成立の縁起としてユダヤ人による少年殺害が語られる場合はユダヤ人には聖書の中の役割が与えられており、歴史叙述ではユダヤ人虐殺とユダヤ人告発は切り離されて存在したという、先行研究の認識を否定する結論に至る。この部分は説明の仕方に若干の不十分さはあるものの、少年殺害と虐殺が異なる物語として叙述されているという点は、充分納得できる。

一般に研究史の上では、13世紀になるとイングランド社会は前世紀に比べユダヤ人に対して非寛容になったとされる。その背景としては、キリスト教徒と異教徒の分離政策を確認した第4回ラテラノ公会議（1215年）がイングランドでもオックスフォードの地方宗教会議（1222年）によって追認されたこと、同時に確認されたホスティアの全質変化の教義は「傷つきやすい聖体＝キリスト」の観念を生み、間接的にユダヤ人迫害と結びついたこと（聖体侮辱を理由とする告発等）が指摘されている。第2章はこうした認識を検証するため、12世紀の年代記が伝えるユダヤ人による儀式殺害とユダヤ人虐殺を13世紀の年代記家たちはどう記述したか、そして13世紀に起こった少年殺害の告発（1255年のリンカンのヒュー事件等）やシモン・ド・モンフォールの乱（1260年代）の際に起こったユダヤ人虐殺を彼らはどのように描いているか分析する。先ず少年殺害に関しては、13世紀の年代記家が関心を向けたのは聖人成立の縁起ではなくユダヤ人の逮捕と処刑であり、しかもコゲシヤルのラルフの年代記のように、ユダヤ人と魔術の結びつきを少年殺害（1222年）の理由として挙げる例もある。ここから菊池は、13世紀の歴史記述は12世紀の歴史記述の延長線上にはなく、二つの時代の間には歴史叙述上ある種の方向転換があったと結論づける。次にこの方向転換の内容について、モンフォール派が起こしたユダヤ人に対する攻撃事件の記述を手がかりに考察を進め、13世紀の年代記家たちはユダヤ人攻撃の理由を専ら政治的理由（市民に対する反乱の企て）に求めているが、同時にユダヤ人を「同化」させる試み（強制的改宗）があったことも窺わせる記述をしていると指摘、モンフォール派による虐殺の結果ユダヤ人が改宗したという歴史叙述は、ユダヤ人の改宗を喜ぶべきこととする13世紀の世相を反映し、改宗を結末に置くことでユダヤ人虐殺をキリスト教史上有意義な出来事に読み替えたという解釈を提示する。菊池によると13世紀の公的な「同化」運動の反作用として、修道院年代記の歴史認識におけるユダヤ人はキリスト教社会に内包されえない存在と見なされるようになった。そして菊池は、ここに12世紀に機能していた「ユダヤ人を共生させることによりキリスト教の勝利が証明される」というロジックとの断絶があるという。しかし歴史叙述に限ってみれば、この12世紀と13世紀の違いはユダヤ人をキリスト教的な歴史叙述の中に組み込むやり方の違いでしかなく、13世紀は前世紀に比べ反ユダヤ的になったかという問いかけ自体が意味を持たないと結論づける。

第3章は1290年のユダヤ人追放を歴史叙述の視点から取り上げ、その意味を考える。この追放を巡って現在の研究者は様々に問いを立てて論じてきたが、当時の年報の多くは単に追放の事実を伝えるのみで、1290年は歴史叙述においてユダヤ人を語るうえで区切りとしての機能すら果たしていない。菊池はこの事実を確認した上で、ユダヤ人追放に伴って起こった水夫によるユダヤ人虐殺を取り上げ、ギズバラのウォルターが修道院年代記で史実と異なり水夫は王に賞賛されたと記した理由を考察し、ユダヤ人が本来受難すべきでない場所で死ぬことがこの話のテーマであり、13世紀の歴史記述におけるユダヤ人の役割（キリスト教社会に内包されえない存在のまま死ぬこと）を完遂するため、ウォルターは事実を歪曲してユダヤ人虐殺を一つの物語に作り上げたのではないかと推測している。

本論文は、個々の議論では時に思弁に走るきらいがあるものの、中世イングランドにおける複雑な歴史記述の系譜を丹念に調べて整理し、その上でラテン語史料を独自の問題意識のもと読み直して先行研究の限界を乗り越えようとした意欲と試みは、大いに評価されて然るべきである。以上の審査結果に鑑み、本審査委員会は、論文提出者菊池智子が博士（学術）の学位を授与されるに足る資格を有するものと判断した。

審査委員

区分	職名	氏名	区分	職名	氏名
主査	教授	毛利 晶	副査	教授	大津留 厚
副査	准教授	高田 京比子	副査	准教授	小山 啓子